

答申第1号

諮問第1号

件名：狐洞児童遊園地に設置されているゴミ集積所前の側溝に、側溝蓋を設置・追加する決定をした事に関する資料の全て（過去全てのもの）の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

みよし市長が、令和3年4月8日付け2み令道第531号で行った行政文書不開示決定は妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求に至る経過

ア 審査請求人は、みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、令和3年3月29日付けで、「狐洞児童遊園地に設置されているゴミ集積所前の側溝に、側溝蓋を設置・追加する決定をした事に関する資料の全て（過去全てのもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ みよし市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、令和3年4月8日付けで、「当該行政文書は、環境課における委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得しておらず、存在しない。」旨の不開示決定（以下「本件不開示決定処分」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、本件不開示決定処分を不服として、令和3年7月8日付けで審査請求を行った。

#### (2) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件不開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### (3) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、行政文書を不開示決定とする法律・条例等の根拠条文が通知書の理由には記載されておらず、みよし市が情報を保有しているにも関わらず、情報を開示しない等の恣意的な運営がなされている恐れがあるためというものである。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を、令和3年7月8日付けの審査請求書及び令和3年10月8日付けの反論書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 行政文書を保有していないことによる不開示決定は、条例第1条の目的に基づき開示できる文書がないのであれば認めるが、本件に関して、行政文書を不開示決定とする条例の根拠条文が通知書の理由には記載されておらず、みよし市が情報を保有しているにも関わらず、条例上規定がないと拡大解釈することにより、情報は保有しているものの、作成しなければならない行政文書を恣意的に作成せずに、文書が存在していないこととした運用は、条例第3条に違反する。
- (2) みよし市は、不開示理由について「軽微な作業」であったため、行政文書を作成しなかったと主張しているが、文書作成基準となる「軽微な作業」について定めた具体的な基準は一切示さず、また、その基準を閲覧し得るようにすることもなかった。平成29年（2017年）11月20日午後2時より行われた情報開示実施時及びその後においても利便を考慮した適切な措置を講じず、条例についても何ら説明はなかった。このみよし市の一連の行為は、条例第21条第2項及び第22条の規定に違反する。
- (3) みよし市が説明する「軽微な作業」とは、みよし市三好丘桜にある狐洞児童遊園地の道路に沿って設置されているゴミ集積所前に側溝蓋6枚を設置・追加した作業のことである。一方で、平成27年（2015年）5月8日、みよし市が側溝蓋3枚を狐洞児童遊園地南側出入口に設置した際の作業記録は行政文書として存在している。みよし市の責任において管理される側溝蓋について、側溝蓋6枚を設置した際の行政文書は作成していないと主張し、より「軽微な作業」と考えられる側溝蓋3枚を設置した際の行政文書が存在する事実は、整合性に欠け条例を恣意的に運用していると考えざるを得ない。
- (4) みよし市は、弁明書において当時の担当者にも聞き取りを行った上で決定を行っているとは主張しているが、今から4年前である平成29年（2017年）の内容を現在においても説明できることから何らかの情報を未だに保有していると思われる。
- (5) 以上の通り、みよし市の弁明は、納得を得られるだけの十分な理論性と整合性に欠けているばかりか、情報開示に際して具体的な基準も示さず不明確なままである。また、開示請求をしようとする者の利便性を考慮した適切な措置を講じてもない。したがって、本件処分は、条例に違反しており、取り消されるべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を令和3年8月25日付けの弁明書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件不開示決定処分は、法律等に基づく処分ではなく、条例に基づく処分であるため、法律等の規定が適用されるものではない。その上で、条例第11条第2項の規定により通知することとされている行政文書不開示決定通知書の「開示しないこ

ととした根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄は、条例上の根拠規定等を記載するものであるが、行政文書を保有していないことによる不開示決定の場合は、当然に開示できる文書がないことから、特段条例上規定がないため、今回の決定に当たっては、文書が存在していないことの理由を記載したものである。

- (2) 本市では、家庭ごみの収集及び集積所の清掃業務を業者に委託しており、ごみ収集業務・清掃業務に付随する軽微な作業であって業務委託の契約金額や仕様書の内容に影響しないものについては、迅速かつ効果的に対応するため書面によらず口頭で市と業者間で対応している。今回の側溝蓋の設置・追加について、当時の担当者に聞き取りをしたところ、業務委託の契約金額や仕様書の内容に影響しない軽微な作業であり、口頭で対応したとのことであった。そのため、行政文書不開示決定通知書に「委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得しておらず」という不開示理由を記載したものである。

なお、契約金額や仕様書の内容に影響する作業の場合は、変更契約を締結する必要があることから、業務委託に関する事務取扱要領及び設計変更事務取扱要領に基づき、設計変更協議書を作成し、契約者と協議するため、行政文書を作成することとなる。

- (3) 本件不開示決定処分を行うに当たっては、ファイル基準表の記載内容並びに書庫及び執務室のキャビネットで保存している行政文書を調査し存否確認を行うとともに、上記のように当時の担当者にも聞き取りを行っている。その結果、行政文書の存在を確認できなかったことから、文書不存在の不開示決定を行っているものであり、恣意的な運用がなされているとの指摘にも当たらない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件請求対象行政文書について

本件請求の対象は、「狐洞児童遊園地に設置されているゴミ集積所前の側溝に、側溝蓋を設置・追加する決定をした事に関する資料の全て（過去全てのもの）」であり、実施機関は、委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得していないことを理由に本件不開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、行政文書を不開示決定とする条例の根拠条文が通知書の理由には記載されておらず、みよし市が情報を保有しているにも関わらず、条例上規定がないと拡大解釈することにより、情報を開示しない等の恣意的な運営がなされている恐れがある旨を主張しているため、本件請求対象行政文書の存否について以下検討する。

### (2) 本件請求対象行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件請求に対して、「委託業務内の軽微な作業のため、作成及び取得しておらず、存在しない」旨を主張している。

イ この点について、実施機関に説明を求めたところ、業者に委託している家庭ごみの収集及び集積所の清掃業務において、集積所のネットの交換といった業務に付随する軽微な作業で、当該業務の契約金額等に影響しないものについては、電話で作業の報告をさせるなど、普段から口頭で対応しているとのことであり、今回の蓋の設置に関しても電話でやり取りをただけで、特段書面には残していないとのことであった。

ウ また、今回の集積所前の側溝に蓋を6枚設置したのは、委託先の業者が業者の作業の安全性確保のために行ったものであり、また、みよし市は当該蓋の設置に伴い新たな財政負担をしていないことから、委託業務の契約金額等を変更する行政文書も作成していないとのことであった。

エ 以上のことから判断すると、「委託業務内の軽微な作業のため作成及び取得しておらず、存在しない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、他に行政文書の存在を疑わせる事実もない。また、実施機関が行った4(3)の行政文書の探索の範囲も適切なものと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、行政文書の存在を具体的に示すものではなく、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

令和3年9月2日	諮問
令和3年9月2日	実施機関から弁明書を受理
令和3年9月3日	審査請求人に弁明書を送付
令和3年10月8日	審査請求人から反論書を受理
令和3年10月8日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
令和3年10月11日	実施機関に反論書を送付
令和3年11月11日	実施機関から再弁明書等の提出を行わない旨の通知を受理
令和3年12月6日	令和3年度第4回審査会 審議
令和4年2月3日	審査請求人の口頭意見陳述
令和4年2月3日	令和3年度第5回審査会 審議
令和4年6月2日	令和4年度第1回審査会 審議